

11月定例市議会



昨年11月28日に開会し、市長が提出した25議案を原案どおり可決等しました。また、議員が提出した意見書案2件を否決、請願2件のうち1件を採択、1件を不採択とし、12月19日に閉会しました。主な議案は次のとおりです。

《市長が提出したもの》

補正予算＝令和4年度草津市一般会計補正予算(第7号)など

条例案件＝草津市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例案など

一般議案＝契約の締結につき議決を求めることについてなど

人事案件＝草津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてなど

《議員が提出したもの》

意見書＝マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナ

ンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書案など

請願＝精神障がい者に対する福祉医療費助成制度の充実に関する請願書など

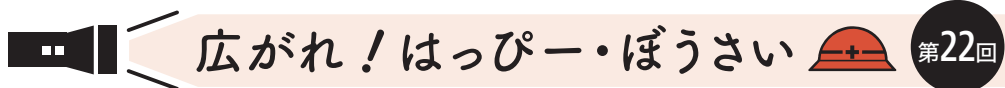
問・総務課(3階) ☎561-2301、FAX561-2483

・議事庶務課(3階) ☎561-2413、FAX561-2485

教育委員会委員が決まりました

昨年12月19日の閉会日に、教育委員会委員として、森登世美さん(64歳、野洲市)を任命することに同意しました。任期は、令和4年12月25日から令和8年12月24日までです。

問 教育総務課(6階) ☎561-2425、FAX561-2488



問 危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852

草津の防災力、どんどん高めていきましょう

関西大学 社会安全学部 近藤ゼミ

皆さんは「カサンドラのジレンマ」というエピソードを聞いたことがあるでしょうか。カサンドラとは、ギリシア神話にも登場するトロイ王朝最後の王女のこと。太陽神アポロンの怒りを買って「誰にも予言を信じてもらえない」という呪いをかけられてしまいました。この話を、災害の分野に引き寄せて考えてみましょう。

私たち日本人は、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの低頻度、低確率の巨大災害のリスクを懸念しています。こうした未知なる災厄に関して、被害想定を算出して世に問うことは「カサンドラのジレンマ」を引き受けることでもあります。それは一体、どういうことでしょうか。

仮に「誰にも信じてもらえない」ままに月日が流れ、国難級の地震・津波が襲来してしまったとすれば、私たちは立ち直ることもできないくらい深刻なダメージを受けることになるでしょう。まさに予言どおりの最悪の事態です。

ところで、仮に「みんなが改心して対策を進めるようになる」とすれば、どのような結末を迎えるか想像できますか？被害を最小限に食い止めることができた暁には「大げさな予言(被害想定)を言い募っていた輩は、人騒がせな大嘘つきだった」という誹りを受ける危険性があるわけです。予言は大外れ。これも立場によって、

ある意味で最悪の事態です。

カサンドラの未来は、事の帰結がどのようなものとしても、決して幸福にはなれないように運命付けられてしまっているわけです。「カサンドラのジレンマ」とは、独力では抜け出すことができないほどに、強固で根深い呪いによるものなのです。

しかし、脱出路はあります。先に「独力では」抜け出せないと書いておきました。したがって、この点を替えればよいのです。「みんなで」意識付けをした上で、最悪な想定(予言)を覆すようにアクションするのです。予言がハッピーな方向で外れたら「みんなで」力を合わせた結果を「みんなで」言祝ぎます。もちろんカサンドラも一緒に。

では「みんなで」取り組んだとしても、結末が思わしくなかったらどうするのでしょうか。そのときは「みんなで」力及ばずの事態を嘆くことになるわけですが、その後「みんなで」、復興のまちづくりに力を尽くすことになるでしょう。防災の営みはこのようにして、未来に対する向き合い方を、私たちに考えさせてくれるのです。

Happy BOUSAI ラジオえふえむ草津(FM78.5MHz) 第1・3火曜日12:00～



4月1日(土)から

公共施設などの料金を改定します



市では「草津市行政経営改革プラン(令和3年度～令和6年度)」に基づき、公共施設などの使用料や手数料などの見直しを行いました。

問・【使用料などの改定全般】経営戦略課(7階) ☎561-6544、FAX561-2489

・【各施設の使用料など】各施設か担当課(改定項目一覧を参照)

公共サービスの料金

市が提供するサービスは、市民の皆さんの税金や、その他の収入で賄われていますが、サービスの種類によっては、全ての市民の皆さんが対象ではないものがあります。そのようなサービスの費用の一部を負担してもらうことで「利用する人」と「利用しない人」の負担の公平性が確保されます。この「利用する人」が負担する料金が「使用料」や「手数料」などですが、この料金が適正な額となっているかどうかの見直しを行いました。

●改定項目一覧(主な利用区分を抜粋)

項 目	区 分	旧料金(円)	新料金(円)	問い合わせ	
使用料					
隣保館使用料	会議室(40～80㎡)	午前	600	500	人権政策課(6階) ☎561-2335
	会議室(80㎡～)		1,100	900	
	ステージ		300	200	
	軽運動室		1,200	1,000	
火葬場使用料	市内「大人」	1 体	10,000	11,000	生活安心課(1階) ☎561-2340
	市内「小人」		8,600	9,500	
	市外「大人」		69,000	76,000	
	市外「小人」		58,000	64,000	
障害者福祉センター 入浴サービス料	第1種障害者	1 人 1 回	210	220	障害福祉課(1階) ☎561-6972
	第2種障害者 (15歳以上(中学生を除く))		430	450	
公営住宅駐車場使用料	芦浦団地駐車場	1 区画 (月額)	2,500	2,700	住宅課(5階) ☎561-2395
教育集会所使用料	会議室(40～80㎡)	午前	600	500	児童生徒支援課(6階) ☎561-6034
	会議室(80㎡～)		1,100	900	
図書館会議室等使用料	会議室 1	午前	700	600	図書館(草津町) ☎565-1818
	会議室 2		1,000	900	
	大会議室		3,100	2,800	
手数料					
地番図交付手数料		1 件	350	300	税務課(1階) ☎561-2310
一般廃棄物処分手数料	1 回の搬入量が200kg以上	10kg	170	210	資源循環推進課(馬場町) ☎562-6361
開発行為許可手数料	都市計画法第29条許可 (自己居住用0.1ha未満)	1 件	8,600	8,900	開発調整課(4階) ☎561-2376
	都市計画法第29条許可 (非自己用0.1ha未満)		90,000	89,000	
	都市計画法第43条許可(0.1ha未満)		6,800	6,700	
諸収入					
福祉バス利用負担金	目的地が県内半径25km以内の市町	1 台	6,700	7,200	健康福祉政策課(2階) ☎561-2360
	目的地が県内半径25kmを超える 市町と京都市、宇治市		13,500	14,400	
	目的地が上記以外のその他県外		20,200	21,600	
湖の子園給食費	低所得(生活保護、非課税世帯)	1 食	250	70	発達支援センター(西浜川二) ☎569-0352
	一般 1 (所得割額28万円未満)		350	230	
都市計画図等販売代金	都市計画図	1 枚	2,200	1,600	都市計画課(4階) ☎561-2375
	白地図		1,000	800	
俳句教室受講料		1 人	1,500	1,600	生涯学習課(6階) ☎561-2428

※記載のない区分も料金を改定するものがあります。詳しくは、各施設か担当課にお問い合わせください